

路外駐車場設置届チェック表

駐 車 場 の 名 称	
駐 車 形 態	機械式・自走式・平面・その他（ ） ※該当事項を○で囲む
リ ス ト 作 成 者	電話

※チェック欄は適合している場合は○を記入

届 出 書		チ ェ ッ ク	審 査	備 考
全ての路外駐車場	1 路外駐車場設置（変更）届出書			変更の届出に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面とする
	2 路外駐車場設置届チェック表			
	3 地形図（案内図）1/10000以上			
	4 区域を表示した縮尺200分の1の平面図			
	5 自動車の出入口、車路、その他主要な施設（建築内部を除く）を表示しているか			
	6 付近の道路、施行令第7条1項に規定する道路の部分、橋を表示しているか			
建築物である場合	5 各階平面図 縮尺200分の1以上			
	6 2面以上の立面図、断面図 縮尺200分の1以上			
	7 屈曲部、傾斜部の詳細図 縮尺200分の1以上			
特殊の装置を使用する場合	8 大臣の認定書の写し			
	9 仕様書、組立図等			

技 術 基 準		チ ェ ッ ク	審 査	備 考
施行令第7条1項（出入口を設置できない部分）	1 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、又はトンネルに設けてないか			道路交通法44条に掲げる部分
	2 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内でないか			
	3 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後5m以内でないか			
	4 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後10m以内でないか			
	5 乗合自動車の停留所又はトロリーバスの停留場を表示する標示柱又は標示板の位置から10m以内でないか			
	6 踏切前後の側端からそれぞれ前後10m以内でないか			
	7 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5m以内の道路でないか			
	8 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内、当該出入口の反対側及びその左右20m以内でないか			出入口に接してさく付きのある歩道を有する道路、縁石線等で車線を分離され、かつ歩道付の道路場合は、後段を除く
	9 陸橋の下、橋でないか（国土交通大臣が認めたものを除く）			
	10 接続する道路の幅員が6m以上か（ m）			
	11 接続する道路の横断勾配が10%以下か（ %）			

届 出 書		チェック	審査	備 考
施行令第7条2～7項 (出入口の安全)	1 2以上の前面道路がある場合、自動車交通の支障の少ない道路に出入口を設けているか			
	2 駐車の用に供する面積が6,000㎡以上の場合、自動車の出入口を分離し、かつ、これらの間隔を道路に沿って10m以上としているか(縁石線又はさくその他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分類されている場合を除く)			
	3 1.5mの隅切りを設けているか(必要な場合)			
	4 出口から2m(自動二輪車専用駐車場にあっては1.3m)後退した車路中心線上1.4mの高さの位置で道路中心線に直角に向かって左右それぞれ60度以上見通せるか			図面に記入
施行令第8条2項 (車路)	1 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分2.75m(自動二輪車専用駐車場にあっては、1.75m)以上あるか			図面に寸法を記入
	2 一方通行の自動車の車路又はその部分(上記の部分を除く。)3.5m(自動二輪車専用駐車場にあっては、2.25m)以上あるか			
	3 その他の自動車の車路又はその部分5.5m(自動二輪車専用駐車場にあっては、3.5m)以上あるか			
建築物	施行令第8条3項 (建築物である駐車場の車路)			
	1 はり下の高さ2.3m以上あるか(m)			
	2 屈曲部(ターンテーブルが設けられているものを除く。)は、自動車が5m(自動二輪車専用駐車場にあっては3m)以上の内のり半径で回転できるか			
	3 傾斜部の勾配は17%以下か(%)			
物	4 傾斜部の路面は滑りにくい材料であるか			図面に材質等記入
で	施行令第9条 (駐車の用に供する部分の高さ)			図面に寸法を記入
	1 はり下の高さ2.1m以上あるか(m)			
あ	施行令第10条 (避難階段)			
	1 直接地上への出入口のある階以外の階に車室を設ける場合、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代わる施設が設置されているか			
路	施行令第11条 (防火区画)			
	1 火災の危険のある施設(給油所等)を附置する場合、耐火構造(建築基準法2条7号に規定する耐火構造)の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令112条1項に規定する特定防火設備)で区画されているか			
外	施行令第12条 (換気装置)			技術的基準を満たしていることを示すものを添付
	1 床面積一平方メートルにつき毎時十四立方メートル以上、外気と交換できる換気装置、又は、換気に有効な開口部の面積がその階の床面積の1/10以上確保されているか			
駐	施行令第13条 (照明装置)			
	1 車路面10ルクス以上あるか			
車	2 車室の床面で、2ルクス以上あるか			
	施行令第14条 (警報装置)			図面に位置等を記入
場	施行令第15条 (特殊装置)			認定書(写)、仕様書、組立図等を添付
	1 国土交通大臣が認める特殊な装置に該当するものはないか			